

## 受講・検定料金及びテキスト料金

講 習 名	受講・検定料 単位:(円)	使用テキスト料					単 位 ; 円	
		高 圧 ガ ス 保 安 法	高 圧 ガ ス 保 安 法 分 冊	液 石 法	テ キ ス ト	問 題 集 (日連編集)	計	
丙種化学液石講習	インターネット申込の場合	18,400	4,700			2,400	2,300	9,400
	郵便振込で申込の場合	18,900						
第2種販売講習	インターネット申込の場合	12,500		1,800	3,500	2,400	1,800	9,500
	郵便振込で申込の場合	13,000						
業務主任者の 代理者講習		13,000		1,800	3,500	2,400	1,800	9,500
設備士第2講習		12,300			3,500	(液化石油ガス設備 施工マニュアル) 3,300	1,800	8,600
	技 能 試 験	14,300						
保安業務員講習		12,000			3,500	1,800	420	5,720
充てん作業講習	座 学	免除無	13,500		3,500	2,000		5,500
		一部免除者	10,200					
	実 習	24,600						
フレキ管講習	座学・実習	30,900				1,600		1,600
	実習のみ	26,800						
ポリエチレン管講習	座学・実習	12,600				2,625		4,200
	実習のみ	10,700				1,575		
保安係員講習	インターネット申込の場合	9,600	4,700			1,500		6,200
	郵便振込で申込の場合	10,100						
業務主任者講習		4,500		1,800	3,500	(LPガス販売事業者用 保安教育指針) 2,300	(LPガス不適合事例集) 350	7,950
設備士再講習		4,700			3,500	(LPガス設備設置基準 及び取扱要領) 3,500		7,000
充てん作業再講習		7,200			3,500	1,500		5,000

テキスト代金は、予定価格のため変更する場合があります。

受講・検定料は、H19年度より受講料が10%減額される見込みで、表示はH19年度予定価格です。

テキスト購入方法は、希望するテキスト名等を明記し、代金とともに協会本部へ現金書留で送金して下さい。宅急便で送付しますが、送料は着払いでお願いします。また、講習会場でも販売します。

## 講 習 概 要

資格取得講習	講 習 概 要	義 務 講 習	講 習 概 要
丙種化学液石講習 (高压法 第31条第3項)	<p>高压ガス製造保安責任者免状の内、丙種化学(液石)免状を取得したい方で、国家試験科目の一部免状を希望される方のための講習です。</p> <p>3日間の講習を受け検定(学識・保安管理技術)に合格した方が、国家試験の科目のうち「学識・保安管理技術」が免除され「法令」のみの受験となります。</p>	保安係員講習 (高压法 第27条の2 第7項)	<p>第1種製造事業所における、「特別丙化」以外の高圧ガス製造保安責任者免状所持者で選任されている方に係る講習です。</p> <p>平成16年度の免状交付者で選任された方、平成16年度以前の免状交付者で新たに選任された方は、選任日より6ヶ月以内に受講して下さい。</p> <p>また、前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内に受講して下さい。</p>
第2種販売講習 (高压法 第31条第3項)	<p>高压ガス販売主任者免状を取得したい方で、国家試験科目の一部免除を希望される方のための講習です。</p> <p>3日間の講習を受け検定(保安管理技術)に合格した方が、国家試験の科目のうち「保安管理技術」が免除され「法令」のみの受験となります。</p>	業務主任者講習 (液石法 第19条 第3項)	<p>第2種販売主任者免状所持者で、選任されている方に係る講習です。</p> <p>平成16年度の免状交付者で選任された方、平成16年度以前の免状交付者で新たに選任された方は、選任日より6ヶ月以内に受講して下さい。</p> <p>また、前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内に受講して下さい。</p>
業務主任者の 代理者講習 (液石法規則 第25条 第3項)	<p>業務主任者の代理者に選任される方で、講習によりその資格を取得したい方のための講習です。</p> <p>3日間の講習を受け検定(保安管理技術・法令)に合格した方に講習修了証を交付します。この修了証が資格証となります。</p>		
設備士第2講習 (液石法 第38条の4 第2項第2号)	<p>液化石油ガス設備士免状を取得したい方のための講習です。(LPガスの家庭用、業務用消費者のLPガス設備の配管工事の作業を行いたい方の講習です。)</p> <p>1年以上の工事に関する経験を必要とします。</p> <p>3日間の講習を受け、筆記試験(法令・配管理論等)に合格した方が、技能試験を受験することができます。</p> <p>技能試験合格者は免状を申請することができます。</p>	設備士再講習 (液石法 第38条の9)	<p>設備士免状交付者の講習です。</p> <p>平成16年度に免状を交付された方、15年度免状を交付されていて受講していない方は受講してください。</p> <p>また、前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内に受講して下さい。</p> <p>業務に従事していなくても、受講義務があります。</p>
保安業務員講習 (液石法規則 第36条第2項 第37条第3項 準用)	<p>保安機関において、一般消費者用LPガス供給設備や消費設備の点検・調査業務等に携わる方が必要とする資格です。</p> <p>検定合格者に講習修了証を交付します。この修了証が資格証となります。</p>		
充てん作業講習 (液石法 第37条の5 第4項)	<p>新型バルクローリで充てん作業に携わるには、この資格が必要です。筆記試験受験者のうち、一部免除有り受験合格者には修了証を交付します。また、免除無し受験合格者は、実習講習を修了後、修了証が交付されます。</p> <p>この修了証が資格証となります。</p>	充てん作業再講習 (液石法規則 第74条 第2・3項)	<p>充てん作業修了証交付者の講習です。</p> <p>平成16年度に免状を交付された方、15年度免状を交付されていて受講していない方は受講してください。</p> <p>また、前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内に受講して下さい。</p> <p>業務に従事していなくても、受講義務があります。</p>
フレキ管講習 (液石法関係 例示基準準拠)	<p>フレキ管工法で工事するには、設備士免状以外にこの修了証が必要です。平成9年3月31日以前交付の設備士免状所持者は講義と筆記試験・実習講習を行います。平成9年4月1日以後交付の設備士免状所持者は実習講習のみとなります。</p>		
ポリエチレン管講習 (液石法関係 例示基準準拠)	<p>ポリ管工法で工事するには、設備士免状以外にこの修了証が必要です。平成9年3月31日以前交付の設備士免状所持者は講義と筆記試験・実習講習を行います。平成9年4月1日以後交付の設備士免状所持者は実習講習のみとなります。</p>		